

平成 27 年度予算編成方針

平成 26 年 12 月 8 日

苓北町長 田嶋 章二

1. 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は、第 2 次安倍政権誕生後、政府が強力に推し進めたアベノミクスの効果により円安株高が進み、輸出額が増えるなど、近年の長引くデフレ不況を一掃すべく回復の兆しを見せつつあった。

しかし、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要による反動減、また円安に伴う輸入食料品の価格高騰などにより個人消費は落ち込み、国内総生産（GDP）2 次速報値の実質年率換算では 7.1%となるなど、下落幅は東日本大震災発生後の 6.9%を上回るなど予想外の景気低迷となった。

このような中、政府は平成 27 年 10 月からの消費税率引き上げを平成 29 年 4 月まで延期し、地方創生を第一の国策として関連重要法案成立後、11 月 21 日に衆議院を解散した。

今後、12 月 14 日に衆議院総選挙が執行されることとなったことから来年度予算編成は大幅に遅れることとなり、選挙結果によっては政治状況も大きく変化することが予想されることから、国の平成 27 年度予算編成の動向は不透明であり、今後の編成作業を十分注視していく必要がある。

このような状況ではあるが、本町においては、防災対策の強化をはじめ、町内産業の育成、新規事業開拓による雇用の創出など限られた自主財源の中で、有効な補助事業等を活用し、地方創生に向けた取り組みを積極的に実施していきたい。また、職員一人ひとりが毎年厳しさを増す財政状況を的確に把握し、自立して継続可能な行財政運営を行って行くには何をすべきか、確固たる意識を持って予算編成にあたられたい。

2 . 苓北町の財政状況と平成 2 7 年度予算編成

歳入について、本町の自主財源の根幹をなす固定資産税（九州電力苓北発電所償却資産分）は年々減少し、その他町税収入についても人口減少や長引く不況により大幅な増加は見込めない状況である。また、自主財源減少に対する地方交付税増加の伸びも国の財政状況によりきわめて厳しく、人口減少に伴う基準財政需要額の落ち込みなどにより期待するだけの額の確保は難しいと思われる。

次に歳出について、平成 2 6 年度より地方消費税率引き上げ分が社会保障四経費の財源として手当てされているものの、高齢者、障害者などへの扶助費や介護保険、後期高齢者医療などの繰出金の増大、また天草清掃センター新設に伴う天草広域連合負担金の増など、固定経費に係る財政需要が多大に見込まれることから、より一層の歳出抑制に努めなければならない。

このような状況を踏まえ、平成 2 6 年度予算編成においては別紙「予算編成要領」に基づき、町づくりの基本理念である「安心して住める町」、「いきいきと暮らせる町」、「ふるさととよべる町」に加え、仕事の間・雇用の場の創出により町を活性化し、人口減少に歯止めをかけるべく「地方創生に関する事業」について積極的に推進するよう予算配分の重点化、効率化（選択と集中）を図ることとし、歳入面では町税等の徴収率の向上、課税の適正化による税収の確保、また、町有財産の有効活用や売却、利用者負担の原則にたった使用料や手数料等の公平な徴収、さらにはふるさと納税制度の充実など新たな収入源の開拓により財源確保に努める。また、歳出面では、町民の視点に立った行政サービスの効率化と簡素化により歳出抑制を図り、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう自立性、創造性をもった予算編成に努める。

予 算 編 成 要 領

1 . 総括的事項

(1) 理念と基本方針について

「安心して住める町」、「いきいきと暮らせる町」、「ふるさとと呼べる町」を基本理念とし、加えて、政府が進める少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための「まち・ひと・しごと創生」に関する施策に取り組むことを第一とする。

具体的には、下記の7つの方針に沿い、併せて、財政健全化を図るとともに、町民、企業、行政、それぞれが力を発揮できる協働の町づくりを積極的に推進する予算編成とする。

【基本方針】

地域における魅力ある多様な就業機会の創出につながる施策
地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保とこれからの人材を育てる教育力の向上を図る施策
交流人口の拡大につながる施策
町民の健康づくりにつながる施策
町内産業の支援・育成につながる施策
防災・減災対策など危機管理の強化につながる施策
地球温暖化防止対策の強化につながる施策

(2) 年間予算としての編成について

当初予算については前年度に引き続き年間総合予算として編成を行うので、事業計画等の見直し、検討を十分行ったうえで適正な見積もりを行うこと。

なお、年度途中における補正は、原則当初予算編成時に明らかでなかった制度改正、社会保障制度等に要する経費、災害対応に要する経費に限り認めるものとするので要求漏れが生ずることのないよう留意すること。

また、施設や設備の修繕等については年度途中における補正が生ずることのないよう、各施設等の状況を的確に把握し、年次ごとの適正な修繕計画を作成するなどの取組みを実施すること。

(3) 編成作業について

編成作業にあたってはこれまでの慣例にとらわれることなく、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、平成25年度決算の精査、事業効果等の検討を行い、ゼロベースから事業の見直しや企画立案を行うなど限りある財源を適切かつ効率的に活用した編成を行うこと。

(4) 選択と集中について

財政健全化を進めながら、協働の町づくりを積極的に推進するためには、メリハリの効いた徹底的な歳出の見直しを行い、予算配分の重点化・効率化(選択と集中)に努めること。

(5) 成果目標の設定と評価について

予算編成全般について、町民への説明責任を徹底するため、成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、予算要求額の積算内容、予算の目的・必要性・効果等を明らかにすること。

また、平成25年度決算、平成26年度予算の執行状況を的確に把握し、編成する当初予算との差異、要因等を十分精査し、結果を予算要求に適切に反映すること。

(6) 新規事業の企画について

新たな事業として予算要求を行う場合、補助金、交付金、交付税措置の伴う起債など充当財源の見込みがないものは、既存事業のスクラップもしくは既存事業費の削減を検討のうえ予算要求を行うこと。

(7) 継続事業の見直しについて

社会情勢の変化などにより存在意義が薄れているもの、すでに事業目的を達しているもの、予定していた事業効果が一定以上の水準に達しているもの、あるいは予定した事業効果が上がっていないものについては事業規模縮小、休止又は廃止を行う。特に3年以上継続している事業については、その成果や効果の検証を行い、事業継続について見直しもしくは期限を定めた予算要求を行うこと。

2. 歳入に関する事項

(1) 町税

税法の根拠を十分把握するとともに、税法等の改正に十分留意し適正な課税による年間見込額を計上すること。

特に、苓北火力発電所関連に係る固定資産税の積算にあたっては地方交付税算定に大きな影響を与えるので過大見積もりとならないよう留意すること。

(2) 分担金・負担金

事業の性格、受益の範囲、負担割合などを十分検討し年間見込額を計上すること。

(3) 使用料・手数料

法令等により金額が定められているもの以外については受益者負担の原則にたち、社会情勢を鑑みた適正単価を再検討するとともに、過去の実績と将来予測により確実な見込額を計上すること。

また、特別会計においては、独立採算制の原則により料金の再検討を早急に行い、一般会計繰出金の縮減を図ること。

(4) 国・県支出金

既存補助制度については要綱、要領等を収集し、補助率・負担率・制度の改廃等を的確に把握するとともに、類似の補助制度についても調査研究を行うこと。

なお、補助制度の廃止や縮減が行われるものについては、原則として事業の廃止もしくは縮減を併せて行うこと。

平成27年度当初以降、新たに予定される補助制度については国・県の予算編成等の動向を注視し、積極的に研究・調査・活用を図ること。

事務・権限移譲に伴う委託金等については漏れなく計上を行うこと。

また、対象事業が複数課におよぶ包括的な補助制度については、速やかに全課に対して情報提供を行うとともに申請漏れ等が生じないように努めること。

(5) 財産収入

町有財産の現況を的確に把握し、町全体で利活用を図るとともに貸付料の適正化を図ること。また、貸付財産、遊休地については積極的に売却を検討し財源確保に努めること。

(6) 諸収入

「使用料・手数料」の性格を有するもの（参加料・利用料・材料代・徴収金・各種検診手数料等）については、受益者負担の原則により随時見直しを行うこと。

また、広報誌、ホームページ、ごみ袋、公共施設等への企業広告の導入など、新たな収入源の開拓についても積極的に検討を行うこと。

(7) 町債

後年度の財政負担を考慮し、償還金が地方交付税に高率に算入される有利な起債を選択すること。

建設事業に係る起債の借り入れについては、公債費の元利償還金(減税補てん債、臨時財政対策債を除く。)を超えない範囲とする。

(8) 収入未済額の整理促進

一般会計においては町税、保育所入所児童保護者負担金、奨学金償還金など、特別会計においては国保税、保険料などの収入未済額については、町民負担の公平性の確保を図る観点から、実効性、効率性のある積極的な整理対策を講じ財源の確保を図ること。

3. 歳出に関する事項

(1) 報酬・諸手当等

報酬及び諸手当等については、「苓北町報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき要求を行うこと。

また、日額報酬制雇用の非常勤職員については、「苓北町一般職の非常勤職員任用等取扱要綱」に基づき要求を行うこと。なお、社会保険料、雇用保険料については個人負担分の歳入についても計上漏れがないよう留意すること。

(2) 職員人件費等

給料・職員手当等(時間外勤務手当除く)・共済費は後日配布する資料により要求を行うこと。

人件費等が補助事業で支弁できるものについては、当初予算より極力補助対象にすること。

時間外手当については、イベントや国県補助・交付金の対象となる場合などを除き、原則として管理職を除く本俸の合計の2.0%以内にとどめること。また、適正な人員配置、事務配分及び計画的かつ効率的な執行形態を構築し、時間外手当の縮減を図ること。

(3) 扶助費

法令等に基づくものについては過去の実績等を勘案するとともに関係機関との連携を密にし、対象人員、単価等を的確に把握し、多額の不要額が生じないよう年間所要額を適正に見積もること。

また、制度改正によって扶助費の一般財源化や補助率の見直しが図られているため、国・県の動向を十分把握して積算を行うこと。

単独の扶助費については近隣市町の状況も勘案し、前年度比増といった安易な要求はせず、ゼロベースからの積算を行うこと。

(4) 物件費

賃金

各課等において各係それぞれの業務量、業務煩雑期を把握するとともに、課員等の相互協力体制づくりにより、通常業務に臨時雇用を行うなどないよう注意すること。臨時雇用については予算査定時に必要性の確認を行う。

報償費

現金によるものにあたっては、慣例にとらわれずその額について精査を行い、物品によるものにあたっては、複数業者に見積依頼を行い経費の節減に努めること。

旅費

公用車使用を原則とし、出張の必要性、人員等に十分配慮し削減に努めること。また、同一会議への出張は極力1名とする。

各種団体の行う町外での研修会等については、単なる参加を避け、行政効果を十分考慮のうえ要求を行うこと。

また、各種協議会等の行う先進地視察研修などについては、予定事業の参考にする場合を除き任期中に1回を原則とする。

需用費

) 消耗品費

消耗品費については補助事業の事務費として計上する場合を除き、過去の実績等を勘案したうえで必要最小限の要求を行うこと。事務用品については会計課から受領、各課プリンターのトナーについては使用頻度が極端に低いものを除き、総務課をとおしてリサイクル品を受領することを原則とする。

用紙類に係る経費について(色用紙、厚紙など特殊なものを除く)は前年度同様、総務課に一括計上を行う。

資源節約のために

- 1 会議資料等は原則両面印刷とし、10枚以上の同一印刷物については印刷機を利用すること。
- 2 排出する紙類については資源有効利用のため、個人情報等に留意すべきものを除き、裏面利用を行い、廃棄についても資源ごみとして排出すること。

) 印刷製本費

パンフレット、申請書等の印刷物の在庫把握と平成26年度予算の執行状況を勘案し、必要最小限の要求を行うこと。また、住民周知については広報誌やホームページの有効利用を図り、全戸配布物について削減を図ること。

) 光熱水費

各課長の責任のもと、冷暖房の使用基準を厳守し節電を図ること。また、昼休みや執務外は消灯し、退庁時にはパソコンのコンセントを抜くなど積極的に節電に努めること。

冷暖房の使用基準

冷房は6月1日から10月31日までの期間において、室温が30度以上のとき使用し、室温を28度以上に保つよう設定する。

暖房については、12月1日から3月31日までの期間において、室温が18度以下のとき使用し、室温を20度以下に保つよう設定する。

) 食料費

社会通念の範囲を超えることがないように留意のうえ、会議時間設定等を工夫して極力削減に努めること。

) 燃料費

混合油、チェーンソー用オイル、公用車燃料費等について過去の実績等を勘案し、別紙資料により積算を行うこと。

役務費

郵便切手代（後納郵便代）については、町民から無駄との指摘を受けないように、各課連携をとるなど連絡方法を工夫し削減に努めること。また、広告料、手数料等についても、効果、実績等を勘案のうえ経済的にも効果的な方法等を検討すること。

電話料については補助事業の事務費に計上できるものを除き総務課（教育委員会を除く。）で一括計上を行う。

公用車関連経費について

需用費（燃料費・修繕費）、役務費（車検手数料・自賠責保険料）、公課費（自動車重量税）については、企画政策課、土木管理課、農林水産課、水道環境課、教育委員会の所管車輛を除き総務課で一括計上を行う。

委託料

施設の維持管理等に係る委託については、仕様書等（頻度、数量、方法など）の見直しを行うとともに、安易に前年度落札業者に任せることはせず、原則2社以上

の業者から見積もりを徴するなど節減に努めること。特に法令等に定めのない委託については、必要性、行政効果、採算性など再度検討を行うこと。

使用料及び賃借料

NHK 受信料、重機等借上料については別紙積算資料による。

公用車による出張時の駐車料、通行料等については総務課に一括計上を行う。

備品購入費

庁舎内の OA 機器購入については、今後の整備計画も考慮し総務課電算係に計上を行う。補助事業等において予算計上を行う場合は、事前に総務課担当と協議を行い要求を行うこと。

その他の備品購入については、購入目的、必要性、買換えにあたっては既存備品の使用年数、使用状況等を確認し、また、他課所管備品との共有が可能かどうかを判断したうえで要求を行うこと。備品購入に関する調書を作成のこと。

(5) 維持補修費

公共施設や設備等の修繕費については、前述の総括的事項に記載したとおり、各施設の状況を的確に把握するとともに、年次ごとの適正な修繕計画を作成するなどの取組みを行うこと。また、原則 2 社以上の業者から見積もりを徴し十分精査し要求を行うこと。

(6) 普通建設事業費

普通建設事業については、緊急度・必要度に従って厳選し、必ず振興計画と調整を行うこと。

また、地方債を財源として予算を見積もる場合は、国の地方債計画により対象事業を十分把握するとともに、起債枠などについて企画政策課と協議を行い、交付税算定に高率で算入される起債事業の選択を行うこと。交付税措置が無いもの、低算入率のものについては借り入れを行わない。

(7) 補助金・負担金

補助金については前年度同様各種団体に補助金の主旨、また恒久的なものではない旨の説明を行うとともに、活動内容の精査と自立を促進させるよう指導及び助言を行うこと。また、平成 19 年度策定の「補助金等に関する基本指針」に準じ予算要求を行うこと。

負担金については協議会等への加入意義など精査を行い脱退を含めて検討を行うとともに、前述の基本指針に準じて予算要求を行うこと。

(8) その他

予算見積書・要求書の作成にあたっては各節について正確に積算を行い、過大見積もりがないよう留意すること。

特定財源を伴う事業については財源内容（国補助、県補助、県経由の国補助又は県の上乗せを含む補助など）や補助金名称等を的確に把握するとともに、充当額、充当事業などに誤りがないよう計上を行うこと。

振興計画に基づいた事業以外の政策経費（投資的経費）を計上する場合は事業効果を十分検討して取捨選択を行うとともに、優先順位を考慮したうえで要求を行うこと。また、事業内容を記した詳細資料の提出を併せて行うこと。

4．特別会計に関する事項

- （１）特別会計の予算編成については一般会計に準ずるとともに、独立採算を旨としてさらなる経費の節減と合理化を図り、一般会計からの繰入金に依存することがないように、使用料の見直しを図るなど適正かつ健全な運営に努めること。
- （２）一般会計からの繰出金の要求については、基準内、基準外を明確にし積算を行うこと。

5．予算見積書・要求書等の提出及び電算入力

- （１）提出期限 平成26年12月24日（水）
- （２）入力期間 平成26年12月2日（火）～12月24日（水）